令和８年１１月１３日

給与支払者各位

給与支払報告書の提出について

日頃より本市の税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、令和８年分の年末調整に際し、給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）の提出につきまして、下記のとおりお知らせします。

記

１　給与支払報告書（総括表）

（１）　給与支払者、指定区分、指定番号等を印刷しておりますので、帯広市提出分につきましては、この用紙に記入しご提出ください。なお、独自の用紙を使用される場合でも、本市の課税事務の手続き上、同封した総括表もあわせて提出してください。

（２）　帯広市に提出する給与支払報告書がない場合は、報告人員を「０人」として、総括表のみご提出ください。

（３）　記入の際は黒色（又は青色）のボールペンで記入し、点線で切り離し『帯広市提出用』をご提出ください。なお、総括表（控用）の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

（４）　eLTAX（地方税ポータルシステム）により給与支払報告書を提出する場合は、この総括表を提出する必要はありません。ただし、本市の課税事務の手続き上、総括表に記載した指定番号を総括表データと個人別明細書の両方に入力してください。

（５）　光ディスクでご提出の場合は事前申請が必要です。なお、提出期限を経過した場合は eLTAX もしくは紙での再提出をお願いすることをご承知おきください。

２　給与支払報告書（個人別明細書）　**※令和 10 年度（令和９年分）以降は複写の様式が廃止されます。**

（１）　提出後に訂正や追加がある場合は、総括表の左上の追加または訂正を〇で囲み、個人別明細書の摘要欄に「訂正」もしくは「追加」と朱書きし、再提出してください。

（２）　季節雇用などの従業員で、翌年度以降も継続して特別徴収を予定している方の退職欄は空欄としてください。

（３）　退職した従業員についても提出が義務づけられています。なお、給与支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができますが、課税事務の都合上、給与の支払いがあったすべての方（１人につき１枚）についてご提出をお願いします。

３　給与支払報告書の作成について

別紙「給与支払報告書の作成に係る留意点」をご参照ください。

４　提出期限（期限厳守）

令和９年２月１日（月曜日）

給与支払報告書の作成が済み次第、お早めにご提出をお願いします。

⚠必ず確認をしてください⚠

●年末調整に係る各種書類の記載方法などについて

以下の URL 又は QR コードで国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご参照ください。

URL　https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

QR コード

●令和９年１月１日以降の取扱いの変更について

〖法定調書の e-Tax 等による提出義務化について〗

法定資料の電子提出義務が「100 枚以上」から「30 枚以上」に引き下げられます。eLTAX（地方税ポータルシステム）による給与支払報告書の提出も含まれていますので、該当する事業者におかれましては準備の上、対応をお願いします。eLTAX については、同封のチラシをご参照ください。

〖源泉徴収票のみなし提出の特例について〗

市区町村に「給与支払報告書」を提出した場合には、税務署に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされるため、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」を作成し、提出する必要がなくなります。

いずれも、以下の URL 又は QR コードで国税庁ホームページの「法定調書を提出する方はご注意を」から詳細を確認できますのでご参照ください。

URL　https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

QR コード